

令和元年 5 月 28 日

秩父広域市町村圏組合議会臨時会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会臨時会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	6
議事日程について	6
議席の指定	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
副議長の選挙	7
日程の追加	8
議長辞職の件	8
議長の選挙	9
常任委員会委員の選任	11
管理者提出議案の報告	11
管理者の挨拶	11
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
閉会	23

秩広組告示第1号

令和元年秩父広域市町村圏組合議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和元年5月21日

秩父広域市町村圏組合
管理者 久喜邦康

1. 期 日 令和元年5月28日(火)午前10時
2. 場 所 秩父クリーンセンター3階大会議室
3. 付議議案
 - (1) 議案第 8号 秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
 - (2) 議案第 9号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例及び秩父広域市町村圏組合行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例
 - (3) 議案第10号 秩父広域市町村圏組合水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
 - (4) 議案第11号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任について

令和元年5月28日

秩父広域市町村圏組合議会臨時会

秩父広域市町村圏組合議会臨時会議事日程

令和元年5月28日午前10時開会

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 副議長の選挙
- 第 5 常任委員会委員の選任
- 第 6 管理者提出議案の報告
- 第 7 議案第 8号 秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 9号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例及び秩父広域市町村圏組合行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第10号 秩父広域市町村圏組合水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第11号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任について

(開会 午前9時55分)

出席議員 (15名)

1番	上林富夫	議員	2番	山中進	議員
3番	黒澤秀之	議員	4番	高野宏	議員
5番	大久保進	議員	6番	松澤一雄	議員
7番	小櫃市郎	議員	8番	浅海忠	議員
9番	黒澤克久	議員	11番	宮原睦夫	議員
12番	四方田実	議員	13番	新井利朗	議員
14番	染野光谷	議員	15番	岩田和幸	議員
16番	加藤喜一	議員			

欠席議員 (1名)

10番 浅見裕彦 議員

説明のための出席者

久喜邦康	管理者
富田能成	副管理者
石木戸道也	理事
大澤夕キ江	理事
森真太郎	理事
町田信男	事務局長
関根健夫	会計管理者
小林幸一	消防長
坂本峰男	総合調整幹事兼 防災監
加藤猛	水道局長
内山昭男	事務局兼 福祉課長 保健課長 会計課長
柳井戸直樹	事務局兼 事務課長 管理課長

関	河	幹	男	消防本部 次長兼 消防署長
中	里		悟	消防本部 次長兼 指令課長
町	田		進	専門員兼 総務課長
中	畦	立	男	専門員兼 予防課長
柴	岡	康	夫	水道局 次長兼 工務課長
富	田	豊	彦	水道局 次長兼 契約検査長
田	村	政	雄	水道局 技監
大	濱	弘	一	専門員兼 皆野・瀬 長事務所長
古	屋	敷	光	経営企画 課長

職務のため出席した事務職員

柳	井	戸	直	樹	書記長
岩	田			聡	書記

午前9時55分 開会

○開会・開議

議長（小櫃市郎議員） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年5月秩父広域市町村圏組合臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（小櫃市郎議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○議席の指定

議長（小櫃市郎議員） まず、議席の指定を行います。

今回組合議会議員の任期満了に伴い、新たに組合議会議員になりました黒澤克久議員、浅見裕彦議員、新井利朗議員、染野光谷議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指名いたします。

議席番号と氏名を書記に朗読いたさせます。

（岩田 聡書記登壇）

岩田 聡書記 朗読いたします。

9番 黒澤克久議員

10番 浅見裕彦議員

13番 新井利朗議員

14番 染野光谷議員

以上です。

議長（小櫃市郎議員） ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

○会議録署名議員の指名

議長（小櫃市郎議員） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名いたします。

15番 岩田和幸議員

16番 加藤喜一議員

1番 上林富夫議員

以上3名の方をお願いをいたします。

○会期の決定

議長（小櫃市郎議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(小櫃市郎議員) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○副議長の選挙

議長(小櫃市郎議員) 次に、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(小櫃市郎議員) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名については、新井利朗議員において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(小櫃市郎議員) ご異議なしと認めます。

よって、新井利朗議員において指名することと決しました。

それでは、13番、新井利朗議員、お願いいたします。

13番(新井利朗議員) おはようございます。ただいまご指名をいただきました13番の新井利朗でございます。副議長につきましては、秩父市議会選出の黒澤秀之議員を推薦いたします。議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長(小櫃市郎議員) ただいま新井利朗議員において指名されました黒澤秀之議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(小櫃市郎議員) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いただきました黒澤秀之議員が副議長に当選されました。

当選された黒澤秀之議員が議場におりますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

3番、黒澤秀之議員、登壇してご挨拶をお願いをいたします。

(3番 黒澤秀之議員登壇)

3番(黒澤秀之議員) 皆さん、改めましておはようございます。ただいま新井議員の指名推選受けまして、皆様方からのご支持をいただきまして副議長を拝命いたしました秩父市議会の黒澤秀之で

ございます。議長を補佐し規律を重んじ、そしてしっかりとした議会運営に努めてまいりますので、ぜひともよろしくお願ひ申し上げます。皆様方のご協力を切にお願ひを申し上げまして、簡単ではございますけれども、副議長就任に当たりましての挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願ひいたします。(拍手)

議長（小櫃市郎議員） ありがとうございます。

皆様には議事進行にご協力をいただき、ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時01分

(議長、副議長と交代)

副議長（黒澤秀之議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○日程の追加

副議長（黒澤秀之議員） ただいまの休憩中に議長の小櫃市郎議員から議長辞職願が出されております。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

副議長（黒澤秀之議員） ご異議なしと認めます。

よって、この際、議長の辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

○議長辞職の件

副議長（黒澤秀之議員） 地方自治法第117条の規定により、小櫃市郎議員の退席を求めます。

(7番 小櫃市郎議員退席)

副議長（黒澤秀之議員） まず、書記に辞職願を朗読いたさせます。

(岩田 聡書記登壇)

岩田 聡書記 ……(朗読)……

辞職願

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和元年5月28日

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会

副議長 黒 澤 秀 之 様

副議長（黒澤秀之議員） お諮りいたします。

小櫃市郎議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

副議長（黒澤秀之議員） ご異議なしと認めます。

よって、小櫃市郎議員の辞職を許可することに決しました。

小櫃市郎議員の入場を求めます。

（7番 小櫃市郎議員入場）

副議長（黒澤秀之議員） 小櫃市郎議員の議長辞職について許可されました。

小櫃市郎議員は登壇をしてご挨拶をお願いをいたします。

（7番 小櫃市郎議員登壇）

7番（小櫃市郎議員） ただいまご指名をいただきました小櫃でございます。広域議会2年間、議長という大役を仰せつかる中で、本当にスムーズに議会運営ができましたことに、議員の皆様、執行部の皆様に感謝申し上げながら、またこの広域議会が秩父郡市1市4町がまとまって、すばらしい広域議会運営ができればと願うところでございます。長きにわたりありがとうございました。（拍手）

副議長（黒澤秀之議員） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

副議長（黒澤秀之議員） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○議長の選挙

副議長（黒澤秀之議員） これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

副議長（黒澤秀之議員） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名については、松澤一雄議員において指名することにいたしました。

いと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

副議長(黒澤秀之議員) ご異議なしと認めます。

よって、松澤一雄議員において指名することに決しました。

それでは、6番、松澤一雄議員、お願いいたします。

6番(松澤一雄議員) ただいまご指名をいただきました6番の松澤一雄でございます。議長につきましては、皆野町議会選出の宮原睦夫議員を推薦いたします。議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

副議長(黒澤秀之議員) ただいま松澤一雄議員において指名をされました宮原睦夫議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

副議長(黒澤秀之議員) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいただきました宮原睦夫議員が議長に当選されました。

当選された宮原睦夫議員が議場におりますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

11番、宮原睦夫議員、登壇してご挨拶をお願いいたします。

(11番 宮原睦夫議員登壇)

11番(宮原睦夫議員) ただいま議長に就任いたしました皆野町選出議員の宮原睦夫でございます。議長就任に当たりまして、皆様方には指名推選という形で議員各位の賛同をいただきまして議長を拝命したわけでございます。今後広域行政に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

また、議会運営に当たりましては、公平な議会運営を目指しまして取り組んでまいりたいと思いますので、議員各位並びに議場におられる皆様方のご指導、ご協力をお願いを申し上げまして、議長就任のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。(拍手)

副議長(黒澤秀之議員) それでは、宮原議長、議長席にご着席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

(副議長、議長と交代)

議長(宮原睦夫議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○常任委員会委員の選任

議長（宮原睦夫議員） 次に、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、
総務常任委員会委員に

2番 山中 進 議員	3番 黒澤 秀之 議員	5番 大久保 進 議員
6番 松澤 一雄 議員	9番 黒澤 克久 議員	12番 四方田 実 議員
13番 新井 利朗 議員	16番 加藤 喜一 議員	

以上8名を

厚生衛生常任委員会委員に

1番 上林 富夫 議員	4番 高野 宏 議員	7番 小櫃 市郎 議員
8番 浅海 忠 議員	10番 浅見 裕彦 議員	11番 宮原 睦夫
14番 染野 光谷 議員	15番 岩田 和幸 議員	

以上8名をそれぞれ指名いたします。

なお、次の休憩中に第1会議室において総務常任委員会を、応接室において厚生衛生常任委員会を開催し、常任委員長及び副委員長の互選をいただき、その結果を議長までご報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時17分

議長（宮原睦夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

総務常任委員会委員長 大久保 進議員 副委員長 加藤 喜一議員

厚生衛生常任委員会委員長 浅見 裕彦議員 副委員長 上林 富夫議員

以上のとおりであります。

○管理者提出議案の報告

議長（宮原睦夫議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、ご報告いたします。

議案については、お手元に配付しておきましたからご了承願います。

○管理者の挨拶

議長（宮原睦夫議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。
管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 広域市町村圏組合議員の皆様、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一言管理者としてご挨拶をさせていただきます。

本日ここに秩父広域市町村圏組合臨時会を招集をいたしましたところ、議員各位におかれましては公私とも大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。また、平素から本組合の事務事業の推進に当たりまして、ご尽力を賜っていることに対しましても、心から感謝、御礼を申し上げます。

また、このたび横瀬町議会並びに長瀬町議会から新たに組合議会議員になられました皆様には、組合行政の推進に当たりご指導いただくよう心からお願いをいたします。

そして、ただいま議長には皆野町議会選出の宮原睦夫議員が、そして副議長には秩父市議会選出の黒澤秀之議員が選出されましたこととともに、正副常任委員長もそれぞれ選任をいただき、今後の組合議会の円滑な運営のためにご活躍されますことに心から敬意をあらわす次第でございます。

さて、本日は元号が令和になりまして初めての組合議会でございます。平成におきましては、水道事業の統合を初め消防分署の統合、高機能消防指令センターの整備、秩父クリーンセンターの発電事業の開始、新火葬場の建設等、秩父広域圏の足固めとなる事務事業を行うことができたと思っております。令和の時代におきましても、秩父広域市町村圏組合と定住自立圏を軸に、秩父地域をさらに発展させていきたいと考えておりますので、議員各位におかれましてのご協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日執行部で提出させていただきます議案の概要について説明をさせていただきます。本日臨時会でご審議いただきます議案ですが、4件でございます。

まず、議案第8号 秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましては、職員に対する時間外勤務命令を行うことができる上限時間等を定めたいものでございます。

次に、議案第9号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例及び秩父広域市町村圏組合行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例につきましては、不正競争防止法の一部改正等に伴いまして、所要の規定を整理したいもので提出させていただきました。

次に、議案第10号 秩父広域市町村圏組合水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、水道布設工事の監督者及び水道技術管理者の資格基準をそれぞれ拡大する等、所要の改正をしたいと思いますのでございます。

次に、議案第11号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任につきましては、議会選出の監査委員が辞職ということで不在になっておりますので、後任の委員を議会の同意をいただき選任したいも

のでございます。

以上、議案の概要についてお話をさせていただきましたが、詳細につきましては担当の者からそれぞれ説明を行いますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

なお、議案第11号は、私から説明をさせていただきます。

さて、終わりに当たり、市、町の議会におきましては6月定例会が予定されていることと存じます。議員各位におかれましては、一層健康にご留意いただき、ご活躍されますことをご祈念申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮原睦夫議員） これより議案審議に入ります。

議案第8号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（町田信男事務局長登壇）

町田信男事務局長 議案第8号 秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをごらんください。本条例につきましては、国家公務員に係る人事院規則の一部改正に準じまして、職員に対する時間外勤務命令を行うことができる上限時間等を定めたいため、組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正したいものでございます。

改正につきましては、本条例第8条に1項を加え、第3項として、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項については規則で定めるものとしております。これに伴い、組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則を改正し、時間外勤務命令の上限時間を規定するものでございます。

なお、施行期日は、本条例、改正規則ともに本年6月1日としたいものでございます。

本改正につきましては、構成市町では3月の議会定例会で既に可決をされ、4月1日から施行されております。

次に、規則に規定する内容についてご説明申し上げます。

議案第8号参考資料の2、秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則で定める事項をごらんください。

まず、1、時間外勤務命令の上限時間でございます。(1)では、原則とし、1カ月45時間以下、1年では360時間以下とするものでございます。

次に、(2)として、他律的業務、業務の量や時期が任命権者の枠を超えて他律的に決まる比重が高い部署が該当すると考えられております。この他律的業務の比率が高い部署の職員に適用する

上限時間は、1カ月100時間未満、1年では720時間以下、2カ月から6カ月までの各期間の平均は80時間以下、1年のうち月45時間を超える時間外勤務を命じることができる月数は6カ月までとするものでございます。

なお、この他律的業務の比重が高い部署については、組合では現在のところ、該当する部署はないものと考えております。

次に、2の特例業務による適用除外でございます。これは大規模災害発生時等の特に緊急処理を要する特例業務に従事する場合には、1で定めた時間外勤務命令の上限を超えて時間外勤務命令を行うことができると規定するものでございます。

最後に、3の事後の検証といたしまして、上記の規定により上限時間を超えて時間外勤務を命令した場合、任命権者においては、その要因の整理、分析、検証を行わなければならないとするものでございます。

以上で議案第8号の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長（宮原睦夫議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。2点ほどお伺いいたします。本条例改正につきましては、第8条に1項加えて、職員の時間外勤務について、規則に上限を定めるということですが、先ほどありました他律的業務の基準が高い職場というのではないということでもわかりました。ということは、全部が1カ月45時間、1年360時間以下に該当する職場であるということがわかりました。具体的にはこの職場実態、実際にどのくらいの時間数があるのか。人数含めて、超過時間があるのか。この規定にのっとって考えれば超過時間があるのか、ないのか、職場、それから時間、人数についてお伺いさせていただきます。

それと、2点目ですが、人事院規則の一部改正において、この条例改正ができたのだと思っておりますけれども、1カ月100時間以上の超過勤務を行った職員などについては、本人の意思に関係なく、医師による面接指導の実施と職員の健康確保措置の強化についてご指摘をされていたわけでありまして、今回の改正ではどのように規定がされるのか。

以上2件についてお伺いいたします。

議長（宮原睦夫議員） 管理課長。

（柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇）

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 それでは、黒澤議員のご質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず、それぞれの職場の実態、超過勤務の状況についてでございます。実は管理職の時間外勤務については、把握はできておらないというところでございます。把握できている時間外勤務手当の

支給対象職員、要するに主査級職員以下ということで数字をお話をさせていただくということでお願いできればと思います。

平成30年度の1年間の状況を見ましてお答えをさせていただきますと、まず1カ月の時間外勤務が45時間を一度でも超えたことのある職員、これについては、事務局で1人、それから水道局で9人おります。そのうち1年間の時間外勤務が360時間を超えた職員、これは水道局で2人おりました。1カ月の時間外勤務が45時間を超えた時期を見ても、やはり2月から3月、年度末にかかります工事の検査、それから冬季の漏水等、そういうものによりまして緊急的に対応するという事で時間外勤務がふえたということがございます。

また、1年間の時間外勤務が360時間を超えた職員、今2人おるとお話をさせていただきましたが、これに対しては、事務配分の見直し等を指示したところでございます。

なお、1カ月の勤務時間が一度でも100時間、それから1年の計が720時間、他律的業務のほうに該当するかどうかと思うのですが、これを超えた職員は30年度はおりませんでした。

ちなみに、職員の年間の時間外勤務を平均で申し上げますと、事務局は対象職員が13名おります。これで47時間。消防本部、署につきましては、対象職員が129人で81時間。それから、水道局職員、これは対象が31人で152時間となっております。

続きまして、2番目の人事院規則改正に伴います健康確保の措置、それに対する規定の改正についてでございますが、今回の条例、それから規則の改正につきましては、あくまでも職員の時間外勤務命令の上限について、国家公務員に係る人事院規則に準じて組合条例、それから規則を改正したいというものでございます。議員からお話がありました職員の健康確保の措置、それから強化に係る事項については、今回の改正には含まれてございません。議員ご指摘のとおり、国では職員の保健及び安全確保、これも人事院規則に規定されているものですが、として1カ月の時間外勤務時間が100時間以上の職員、または1カ月平均の時間外勤務が80時間、これを超える職員については、面接指導を行わなければならないという規定が盛り込まれまして、職員の健康確保措置が強化されておるところでございます。平成30年度の実績を見ますと、時間外勤務手当支給の対象職員、主査級職員以下になりますが、においては、これを超える職員はおりませんでした。今後全職員の時間外手当の把握をしていく中で、該当職員があった場合には、人事院規則、それからその他の関係法令等を踏まえながら、職員の健康確保を講じていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければというふうに思っております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 3番、黒澤議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。先ほど質問した内容につきまして、管理職のところわからないという話をされていたのですけれども、今後それをやっていく考えがあるのかということと、もう一つ、健康確保ということで考えると、国の対応はやっているのだけれども、今回は対象とし

ていませんというところなのですけれども、人事院の勧告に基づいて各市町村なりが条例改正、規則改正する中で、広域組合としてやらない理由というのがもしあれば教えていただければと思います。

議長（宮原睦夫議員） 管理課長。

（柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇）

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、管理職の時間外の把握ですが、職員の時間外勤務の把握につきましては、現在各所属長から月ごとに職員の勤務報告が提出されているところでございます。それに基づき時間外勤務の把握しておるのですが、このうち時間外勤務の報告については、先ほど申し上げた主査級以下の手当が支給される職員となっております。このことから現在組合で使用しております職員間の情報共有システムでありますグループウェア、これにタイムカード機能がございます。これは簡易的なものなのですが、出勤時間、それから退勤時間が管理できまして、時間外勤務の管理も可能となっております。まずはこれを全職員に義務づけて、時間外勤務の把握を管理職も含めてしていきたいというふうに思っています。また、報告の内容についても検討していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、先ほどお話のありました人事院規則の改正に伴う職員の健康確保でございますが、これやらないということではなくて、対象の規定がないものですから、その中で検討していきたいということでございます。ただし、組合においては水道局、それから事務局においては安全衛生委員会、それからそれに伴います規程、それから秩父消防本部においては産業医もおりますので、それに準じた形で、その対象者が発生した場合には対応していきたいということ考えております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 管理職は、時間外申請しないですよ。それですから、わからないというのが現状だと私は認識しています。ですから、今主査級以下は報告していますから把握できるわけなのですが、管理職を今後こういうふうなことで必要かどうかというのが、ちょっと微妙なところなのですが、これ市にも影響してきます。一般にそれをどう進めるか、働き方改革はそこまで手を突っ込んで、いろいろ調べるかどうかというのがまた大きな問題です。今後市のほうでは、その辺の判断をしていかなければいけない時期なのかなという、私も平成21年、市長になってから管理職、全然時間外出ていないので、結局時間外で仕事へ行くことがあります。例えば祭と一緒に同行したりとか、そういうのは主査級以下の人間は全く行かないです、市の場合は。というのは、時間外申告しなければいけないと。その辺は管理職の人がみんな気を使って時間外手当を落とそうということで今進めているのですが、実態は動いているのですね。その辺の矛盾というのが、働き方改革の

一つの大きな問題かなというふうに思うのです。

また、健康診査は、今報告のあった柳井戸君の報告のとおりなのですが、余りにも鬱病とか、いろいろ精神疾患が多くて、これはここの広域の場合には余り見ない、ほとんど見ないのですが、一部にはいますけれども、市のほうでは結構います。こんなに多いのかなというのが正直なところの印象なのですが、今度副市長で厚労省からキャリアが来ていますので、その辺のところはこの辺のところをある程度まとめて市のほうでは見ていくかなというように思いますし、その影響を町のほうにも広げられればなというふうに思っています。いずれにしてもこれは医者環境がそうなのですが、働き方改革に手が入ってしまったというところで、これはよく捉えておきたいと思うのですが、いろんなことの問題等々というか、今までなかったところに手が入っているものですから、この辺を行政としてもやっていかなければいけないというのが、私の印象です。

以上です。

議長（宮原睦夫議員） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（宮原睦夫議員） 総員起立であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮原睦夫議員） 次に、議案第9号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

(小林幸一消防長登壇)

小林幸一消防長 議案第9号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例及び秩父広域市町村圏組合行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

初めに、秩父広域市町村圏組合火災予防条例の改正についてですが、総務省令の一部改正に伴い、住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準の住宅用火災警報器等の設置に係る免除規定について、スプリンクラーヘッドの作動時間に対する種別の変更と特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合は、住宅用火災警報器等の設置を免除する規定を追加するものでございます。

議案第9号参考資料の1ページ、火災予防条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。第3章の2、住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等の第29条の5では、住宅用防災機器の主なものとして、住宅用火災警報器の設置に対する免除規定が示されております。

第1号では、スプリンクラー設備の作動時間が60秒以内と定められておりましたが、標示温度区分により種別が区分されたことから、種別が1種の閉鎖型スプリンクラーヘッドとして改正をするものでございます。

また、第6号として、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで、住宅用防災機器の設置を免除する規定を第6号として追加するものでございます。これに伴いまして第6号は第7号に繰り下げとなります。

次に、上の行に戻りますが、第16条の避雷設備については、不正競争防止法の一部を改正する法律により、工業標準化法が産業標準化法に改正されたことに伴いまして、避雷設備の位置及び構造について日本工業規格から日本産業規格として改めるものでございます。この日本産業規格改正に関連いたしまして、秩父広域市町村圏組合行政不服審査法関係手数料条例で定める別表の交付用紙の規格が改正となります。

資料の2ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。備考の1で示す交付用紙の大きさを日本工業規格から日本産業規格に改正するものでございます。

この2件の条例は、7月1日から施行させていただきたいと存じます。

以上で議案第9号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（宮原睦夫議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。3点ほどお伺いさせていただきます。少し私自身の勉強不足のところがあるので、それも含めてなのですけれども、まず1つ目、提案理由にある特定小規模施設という名前なのですけれども、具体的にどういうものの施設を言っているのかをお伺いをさせ

ていただきます。できればこの秩父地域の管轄内にある、こういった施設ですよという例示も挙げただけだとわかりやすいかと思しますので、よろしくお願いします。

それから、2点目、特定小規模施設用自動火災報知設備というものと住宅用防災機器、恐らく火災報知器のことなのかなというふうに思うのですけれども、具体的に今回挙げられている、条例改正がどのような機器なのかということにつきましても、わかりやすく例示を挙げただけだと助かります。

それから、3番目ですけれども、本条例改正に伴いまして該当する施設等への周知方法をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

以上です。

議長（宮原睦夫議員） 予防課長。

（中畦立男専門員兼予防課長登壇）

中畦立男専門員兼予防課長 3番、黒澤議員の質問にお答えいたします。

初めに、特定小規模施設ですが、具体的には300平方メートル未満のカラオケボックス、旅館、ホテルなどの宿泊所、養護老人ホーム、病院、診療所、老人デイサービスセンター、保育所などで、秩父消防本部管内にはおよそ68施設がございます。ただし、地下階や3階以上の階で、そこから避難する階段が1つしかない防火対象物は、300平方メートル未満であっても特定小規模施設とはなりません。

次に、特定小規模施設用自動火災報知設備と住宅防災機器の違いについてですが、どちらも火災により発生する煙または熱をいち早く感知し、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせる機器です。特定小規模施設用自動火災報知設備は、特定小規模施設において自動火災報知設備にかえて設置できる受信機や発信機を必要としない簡易的な設備で、電源は電池式で各感知器が無線連動するため配線が不要です。一方、住宅用防災機器は、代表的な機器として住宅用火災警報器がございます。住宅用防災機器も電源は電池式であること。また、現在は各感知器が無線連動するものも販売されております。両者の大きな違いは、国の検定内容に差があり、特定小規模施設用火災報知設備のほうがより厳しい性能基準となっており、住宅用防災機器の上位設備として位置づけられているものでございます。

次に、該当する施設への周知方法ですが、改正の内容は秩父消防本部のホームページで周知する予定でございます。

なお、既に民泊を営業している施設については、開業時に消防本部の指導により消防法令に基づき特定小規模施設用自動火災報知設備または住宅用防災機器を設置していますので、影響はないものと考えております。

また、これから民泊施設を開業しようとする場合には、埼玉県を通じて必ず秩父消防本部へ相談が来ることになっておりますので、個別に指導していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（宮原睦夫議員） 総員起立であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮原睦夫議員） 次に、議案第10号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 議案第10号 秩父広域市町村圏組合水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の3ページをごらんください。本条例の提案理由にありますように、学校教育法の一部改正に伴う関係政省令の一部改正により水道法施行規則の一部改正が行われたことから、秩父広域市町村圏組合水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第3条の布設工事監督者の資格に関する規定及び第4条の水道技術管理者の資格に関する規定を改正したいものでございます。

学校教育法の一部を改正する法律により、本年4月から専門職大学が創設されました。専門職大学は、前期課程2年または3年と後期課程2年または1年に区分することができ、前期課程の修了者は、短期大学の卒業者と同等の教育水準を達成することとされております。このことから専門職大学の前期課程の修了者が、短期大学の卒業者と同様に資格要件を満たすこととなるよう、政省令において所要の改正が行われたため、条例においても同様に資格要件を満たすこととなるよう改めるものでございます。

また、技術士法施行規則の一部改正により、技術士試験の第二次試験科目が見直され、上下水道部門の選択科目である水道環境が、上下水道及び工業用水道に統合、廃止され、これに伴い水道法施行規則で定める布設工事監督者の資格要件から水道環境が削られたことから、同様に資格要件に関する規定を併せて改めるものでございます。

本条例の施行日は公布の日とし、経過措置として、条例の施行前に行われた技術士試験に合格した者で選択科目として水道環境を選択した者は、本条例による改正後の条例第3条第8号の規定の適用については、第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす規定としております。

以上で議案第10号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（宮原睦夫議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（宮原睦夫議員） 総員起立であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮原睦夫議員） 次に、議案第11号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、7番、小櫃市郎議員の退席を求めます。

（7番 小櫃市郎議員退席）

議長（宮原睦夫議員） 当局に説明を求めます。

管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 では、これより議案第11号の秩父広域市町村圏組合監査委員の選任につきまして説明を申し上げます。

組合監査委員のうち組合議会議員の監査委員につきましては、皆野町議会選出の四方田実議員に務めていただいておりますが、5月10日付で管理者宛てに監査委員の辞職願が提出され、現在欠員となっているところでございます。つきましては、後任に秩父市議会選出の小櫃市郎議員を議会の同意を得て選任したいため、地方自治法第196条第1項の規定に基づき提案するものでございます。

小櫃市郎議員ですが、秩父市下吉田3272番地1にお住まいで、昭和32年1月16日生まれの現在62歳でございます。

よろしくご審議を申し上げ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（宮原睦夫議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、これを同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(宮原睦夫議員) 総員起立であります。

よって、議案第11号はこれを同意することに決しました。

7番、小櫃市郎議員の入場を求めます。

(7番 小櫃市郎議員入場)

○閉会の宣告

議長(宮原睦夫議員) 以上で今期臨時会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして秩父広域市町村圏組合議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時58分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年5月28日

議 長 宮 原 睦 夫

副 議 長 黒 澤 秀 之

前 議 長 小 櫃 市 郎

署名議員 岩 田 和 幸

署名議員 加 藤 喜 一

署名議員 上 林 富 夫